令和5年度 第1回徳島県特別職報酬等審議会 議事録

1 日 時

令和5年10月30日(月) 14:00~15:00

2 場 所

徳島県庁3階 特別会議室

3 出席者

委員:綾野委員、岡本委員、坂口委員、島委員、田村委員、中西委員、林委員、山下委員 事務局:経営戦略部長、人事課長 ほか

4 内容

(1) 知事挨拶

(2) 会長の選任

徳島県特別職報酬等審議会設置条例第4条第1項の規定に基づき、委員の互選により、林委員を会長に決定。

(3) 会長職務代理者の指名

徳島県特別職報酬等審議会設置条例第4条第3項の規定に基づき、会長の指名により、坂口 委員を会長職務代理に決定。

(4)諮問

(諮問後、公務の都合により、知事退席)

(5)議事

(提出資料について、事務局より説明)

<林会長>

ご質問、ご意見などありましたらご発言をいただきたいと思います。どの方でも結構ですので、よろしくお願いします。

<田村委員>

それでは最初に、確認と一点質問です。知事の給与や減額を前知事の時にされておられますけれども、後藤田新知事になられましたよね。仕組みとして、前知事のご判断で減額された状態で、新しく知事に後藤田さんになられたら、何もしてない限りは前の金額のままで、そのまま自動的に支払うと、こういう仕組みになっているのだと思うのですが、そういうことでよろしいでしょうか。

<人事課長>

ご質問ありがとうございます。減額措置につきましては、条例の附則で令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間は、知事については25%減額をするということになっております。毎年度知事の判断により、減額をするということであれば、11月議会において期間を引き延ばすような形で条例の改正を行ってきております。今の条例上、令和6年3月31日までの間、この減額措置が続くことになっております。

<田村委員>

なるほど、ありがとうございます。

質問ですけれども、前飯泉知事の時に何回か減額されましたよね。理由としては、県の財政

健全化で範を示すということで下げておられるということですが、現状の徳島県の財政状況がその後どのような感じかというのも一つの要素かと思います。いろいろな指標があると思いますが、例えば県の基金だと一旦すごく少なくなって最近増えているというような報道も見たことはありますけれども、県の最近の財政状況というのはどのようになっているのか、上向きになっているのか、その辺の話を教えていただければと思います。

<人事課長>

ありがとうございます。今、お話をいただきました県の財政指標につきまして、基金に関するグラフ、また、いわゆる県の借金とも言えます県債残高に関するグラフの両方をお手元にお配りさせていただきます。

まず、県の財政状況としては、平成16年度から18年度までの間は、地方財政の自由度を高める改革といたしまして、国庫補助金負担金の見直し、地方への税源移譲、地方交付税の改革を一体的に進めるいわゆる三位一体の改革が行われたことにより、歳入面で地方交付税が大幅に縮減をされるということがございました。

一方で、歳出面では県債残高と公債費が増加し、財政が圧迫されるという状況がございました。平成 19 年 10 月に持続可能な財政基盤の確立に向けて財政構造改革基本方針というものを策定いたしまして、以降、令和 4 年度までの 15 年間、この策定した方針に沿って、投資的経費の重点化であったり、既存ストックの有効活用であったりと、知恵と工夫を凝らしながら徹底した歳入歳出改革を実施するなど、全庁を挙げて財政の健全化に向けた取組みを進めてきたところでございます。

その結果、(1)が財政調整的基金残高の推移、これは県の貯金とも言えるものですけれども、 平成21年度に丸で囲んでありますように80億円まで減少していたところでございますが、令 和4年度末では1,000億円にまで回復をしてきております。

それから(2)の県債残高、これはいわゆる県の借金ということになりますけれども、県の実質的な借金である抑制対象の県債残高は、青色の棒グラフであります。平成 16 年度を丸で囲んでおりますが、8,385 億円であったものが、令和 4 年度末には 4,458 億円にまで減少してきたというところでございます。

この二つの大きな財政指標を見ますと、本県の財政については改善をしてきていると言えるのではないかと考えているところでございます。以上です。

<山下委員>

私も確認なんですけども、資料 3 ページの一般職の令和 5 年の 0.88%の引上げというのは、人事委員会の勧告があったのが 0.88%であり、実際の適用というのはいつ、来年 4 月からということですか。

<事務局>

事務局の平野です。私の方から説明させていただきます。

今月の10月10日に人事委員会の方から勧告がございました。そこで示された勧告において、民間と公務員との比較というのは0.89%という形になっており、それを平均給与で置き換えたところ0.88%の改定という形になります。基本、勧告を尊重するという姿勢ですけれども、勧告を踏まえ、どうしていくのかというところについては、今後、条例改正が必要になってきますので、これからという話にはなります。勧告を踏まえて改定するとすれば、0.88%の引上げというような形になります。

<山下委員>

適用時期というのは一年置かれるんですか。

<事務局>

適用の時期というのは、人事委員会が毎年、4月1日時点の民間と公務員の給与を比較している形になりますので、もし条例を提案して改正されるということになりますと、令和5年4月1日にさかのぼって適用されることとなります。失礼しました。

<坂口委員>

私からは、特別職の報酬の審議会、ここで報酬等を審議されますが、市町村長も一緒ですけ

れど、選挙時に公約で「給料を半額にします」あるいは「退職金は受け取りません」といった 公約をされて当選をされることがたびたびあります。そうした時にこの審議会で決めた額や協 議する内容というのは、こちらの審議会の意向というよりは、トップの意向がかなり出る可能 性があるんですよね。我々としては、この審議会は、報酬の額、それに相応した、今回知事が 受け取らないという退職金も含むと解釈しているんですけど、これはそれでいいんですよね。

例えば知事は 130 万円、これに対する退職金という規定があると思うんですよね。それに基づいて退職金は支払われます。ただ、今回の知事は、退職金については条例改正をして、いただきませんという公約をされているんですよね。こういったことで、この審議会での答申の内容は、知事が変われば、4 年間は大丈夫ですけれども、もしも知事が変われば、新しい知事によって変えられる可能性があるということになりますよね。

そういったことでやはり、我々としては、私も町長をした経験からして、審議会の委員さんにお願いすることもあるんですが、委員さんの意見というよりか、そういったトップの方の意見がかなり強く出る。審議会があって、実際にそれはどうなんだといわれる意見もあると思います。今後の報酬等審議会においても、そういったことを認識されてはと思います。

私としては、実際は、退職金は受け取らないというんだったら給料は元に戻してあげたらどうですかというのが本音なんですけど、今後審議される中で、この審議会の意見というより、トップの方の意向が出てしまうというのが多々あるような気がします。こういうことも気にはしています。

<人事課長>

ありがとうございます。

この審議会は、平成9年に開催して以降、ずっと開いていなかったという理由の一つに、やはり、審議会でご審議をいただいた額について知事が政治判断等で減額をすると、それではこの議論はなんだったんだと、そのようなところもあろうかと思います。給与カットが長らく続いているという状況もございまして、審議会を開催してこなかったという状況があります。徳島県だけではなく、知事の給与カットが行われている間は審議会を開催していない県も多かったと認識をしておりまして、徳島県も同様に開催してきてこなかったというところがございます。

知事が変わったことや、長年開催していなかったということもございまして、このたび審議をいただくこととしましたが、皆様に審議をいただいた額をどうしていくかというのは、また知事の判断になろうかとは思いますけれども、いただきましたご意見はしっかりお伝えしたいと思います。

<中西委員>

今、坂口委員からお話がありましたけれども、知事の考え方ははっきりしておりますので、 退職金の話は、先ほども話が出たように本人の選挙公約でございますので、それはそれでいい だろうと私は思っております。

また、今まで 26 年間審議会が全く開かれなかったということは異常であると私も思っております。この報酬あるいは給料について、26 年間いろいろな方法で開示はしたんだろうと思うんですけれども、あまりにも当時の審議会を愚弄しているんじゃないかと私は非常に強く思っております。審議会が答申をした報酬額をカットするような話になってきたら、何のための審議会なのか分かりませんので、これは十分頭に入れていただいて、答申をしなければいけないと思っております。県あるいは知事はどのようにお考えか分かりませんけども、今までの経過も合わせまして、ご説明をしていただけたらと思っております。

<人事課長>

ありがとうございます。

おっしゃるとおり、長らく 26 年もこの審議会を開催していなかったということで、12 ページの資料を見ていただきますと、引下げの答申をした県もございました。本県においては、先ほど説明させていただいたように、県の財政が厳しい状況になった中で知事の方で独自に削減をしてきたということもあり、この審議会を開催してこなかったというのは事実でございますが、中西委員さんがおっしゃったように、この審議会の答申というのは重いものだと思っております。カットをするのであれば何のための審議会だということもあって、この間は審議会を開催してこなかったのだと考えています。

皆様から答申をいただく重さというのを事務局は十分認識をした上で、今回皆様にお願いしたところでもございますし、その認識で知事の方にも報告してまいりたいと考えております。

<島委員>

私から一点質問と、改定に向けた考えをお話しさせていただきたいと思います。

一つは、今日の資料から少し読み取りにくかったのが、他県でも減額をされているという現状の説明の資料は7ページにありますが、最近といいますか、直近でその減額措置をしていたところがなくなっているような動きが仮にあれば、参考に分かればありがたいなというところで、もし情報があれば教えていただきたいなと思います。

それで、もとより、この審議会はその減額の有無を審議するのではなくて、本来の報酬の額をどうするかというのが目的の審議会で、私は労働組合ですので、先日の最低賃金引上げの動向や、また県職員の人事委員会勧告の上げの動向や、民間の春季生活闘争での引上げの動向等を見てきている中で、額としては知事を筆頭に一般庶民から見ると高いなというイメージはあるかもしれませんけども、基調としては物価上昇に見合うものということも参考に入れると、特別職の方々の月額も引き上げていく方向でこの審議会は議論をしていくべきではないかと思っております。以上です。

<人事課長>

ありがとうございます。

全国のカットの状況でございますが、令和5年4月1日現在では資料にあるとおり19の自治体で知事のカットをしている状況ですが、平成25年4月1日にさかのぼると倍近くの37の知事が減額をしておりました。その後、平成30年4月1日になると24にまで減ってきております。副知事の状況も同じような経緯をたどってきております。数は違いますが、平成25年が33団体、平成30年が22団体、令和5年が16団体です。

議会になりますとかなり減ってきており、平成25年が議長は30の自治体でカットしておりましたが、平成30年以降は7団体であります。副議長と議員についても同様に、平成25年は29団体でしたが、平成30年以降は7団体に減っております。

<綾野委員>

まず私から、本来この審議会に諮問されたことそのものではないとは思いますが、これまで 減額措置が長年にわたってとられてきたことに関して意見を申し上げた上で、諮問事項につい ての意見を申し上げたいと思います。

減額の措置というのは、何か特別な事情があるときに一時的になされるというのは問題がないことだと思うんですけれども、それが常に減額しているというような状況は、原則と例外が逆転してしまっているような状態だと思います。決してそれは望ましい状況ではないと思います。本来、その仕事に見合う金額がこうであると審議会の意見を踏まえて決まったものですから、それは是非とも受け取ってもらうべきもので、その分に見合った仕事を是非ともしていただくべきものだ、それが県民の考えということになるのではないかというふうに私は思っております。見合った仕事をしているかどうかというところで評価すべきことであって、減額しているからその分少しレベルの下がった仕事で済むというものでは当然ないわけですから、減額というものについては、本来、慎重に検討し、議論した上でなされることなのかなと思います。

それで、今回の審議会に諮問されていることそのものに関してのことで申し上げますと、資料の3ページと4ページのところの一般職の給与に関する資料を参考にして検討するということをすべきだろうと思っております。そうしますと、過去の改定率の推移を見ても、一般職が7.51%だと特別職は8%ぐらい、4.79%だと5%ぐらい、3.06%だと3%ぐらいというようなこれまでの経過もございます。今回でいえばそれが0.12%ということを考えると、私の意見としましては、この度は据置きということで結論としてはいいのではないかと今のところ考えております。

ただ、先ほども出ていた意見ですけれども、審議会をずっと開かないということもこれまた望ましくないことだと思います。ですので、今後、審議会を継続的に開いていただいて、それで、今回の 0.88%というのもこれまでと比べてかなり上がっているところですので、来年、再来年がどのように推移するか分かりませんけど、それに応じてその都度、状況に合わせた議論をして必要な改定を行っていくと、こういうふうに考えます。以上です。

<岡本委員>

私からは、この審議会が開かれてこなかったというのは、やはり審議会の目的から逸脱して、審議会そのものをないものにしてきたという反省に立って、委員からもご指摘がありましたけれども、この審議会を定期的に開いていかなければいけないものではないかなと思います。

また、特別職の報酬を長期にわたってカットし続けてこられたというのは、一時の政治姿勢や財政状況などいろいろ鑑みたことはあったかと思うんですが、やはり報酬審議会で答申されたものをカットするからには、その都度やっぱり審議会を開くべきでなかったかなと思います。

それから、ほかの委員からもありましたけれども、報酬を決定する場合には、合理的・客観的な意味合いから根拠となるものを示すべきだということであれば、やはりこの一般職の給与改定の状況を踏まえたり、先ほど事務局からありましたけど、財政調整的基金の残高の推移とか県債残高だとか公債費、これは報道等では随時示されてはいるものだと考えますが、このように改善をしているというのが全体的になかなか見えづらく県民の皆様に分かってもらいづらい事柄だと思いますので、そういうものを踏まえて報酬が決められているというのは示すべきでありますので、最初に戻りますが、審議会というものを定期的に開いて、それにふさわしい報酬、また県民への丁寧な説明というものにも重なると思いますので、審議会は是非開くという方向で検討していただければと思います。

報酬につきましては、平成9年に決められた額に戻す、つまり、据え置くという考え方でよろしいのではないかと私は思います。

<林会長>

ありがとうございました。まだ言い忘れていた、もう少しという方がおられましたら、どなたでもご発言をお願いいたします。

<田村委員>

よろしいですか。最初質問だけさせていただいて、意見を言っていなかったので。

財政状況が好転しているっていうのは確認させていただきました。いろいろな委員さん言ってらっしゃるように、やはりこの審議会が長年開かれていなかったというのが非常に異常な事態だったと思いますので、これはまずできれば本当は毎年開いていただくべきなんじゃないかなと思います。

基本となる給与水準は、やはり、基準を一般職ということでずっと今までやっていらっしゃるということで、他に適当な指標もないと思います。そうすると、平成9年以降は上げ下げありましたけど、ならすと令和5年までで0.12%。これはさっき話もありましたように1,560円プラスするぐらいですから、例えば知事で言いますと今の130万円に1,560円って端数ですので、基本的には、私は、知事以外の方も含めて現在の給与の水準は据置きでいいと思っています。むしろ減額とか言わないでしっかり受け取っていただいて、それに見合う仕事をしっかりやっていただければと思います。以上です。

<中西委員>

全く同じ意見なんですが、新しく県民に選ばれて就任しまして、県民の期待感というのが非常に大きいというふうに私は思っております。先ほども冒頭ご挨拶がありましたように、任期は3期で退職金はいりませんと。それがいいかどうかは私には分かりませんが、自らを抑制して選挙戦で打ち出した公約の実行あるいは県政の課題、そういうことを、特に硬直化しております、失礼ですが、県政を早急に立て直してもらいたいと私は思っておりますので、先ほどからおっしゃっております報酬額で異論はございませんが、それでも26年前の答申額ですよね。それがいいかどうかというのも、私も分かりかねるんですが、カットなどしないようにして、しっかりと前向いてやってもらいたいと思っております。以上です。

<山下委員>

私は、この 4 ページの資料を見ると、おそらくこの引き上げた時は万円単位の引上げ引下げということで、一般職の累積改定率よりも、例えば平成 3 年であれば 0.6 ポイントプラス、平成 5 年であれば 0.2 ポイントプラス、平成 5 年であれば 5 日本によって、万

円単位にこだわると一般職との乖離が出て、これを積み重ねると 0.9 になるということもあります。

ですので、私は千円単位ぐらいにして、こまめにある程度一般職に準じた形で毎年開催で見直していく方が、むしろ公平性というか一般職との連動という意味ではあるのかなと思うので、例えば今回についても1,000円なり2,000円なりっていうのを検討してもいいんではないかなと思います。万円単位になると131万円ということで、0.76という数字になるので、その辺は考え方なんですけども、ある程度切上げみたいな考えでいくと、累積すると結構差があるのかなという気もしています。以上です。

<岡本委員>

山下委員さんのご意見はごもっともだなと思いました。以上です。

<島委員>

少しでも引き上げたらということで、先ほど発言させていただきました。

今、山下委員の話を聞きながら、他県の知事の額を併せて見ていたんですが、本来給料を千 円単位に定められている県もあります。

参考で見ていくと、先ほどこの 0.12 を適用するとそういった少額になるんですが、実際、平成 9 年から令和 5 年を平均するべきなのか、例えば前回 3 か年で平均したように令和 3 年から令和 5 年度で平均をして数字を求めるのか、いろいろな指標の出し方があるかと思います。そうすると 1 万円に少し近付くかもしれませんし、 1 年単位の 0.88 を適用するという発想もあるでしょう。

そういうことからすると、据置きという判断で減額は是非なくすというメッセージ性もいるかと思うんですが、減額は是非なくすんですが、やはり今回の見直しでいくらかでも引き上げるということを検討したらどうかと思っています。以上です。

<山下委員>

足元の消費者物価指数なども直近では上げ基調なので、多少、千円単位でも見直すのも一つかなと思います。

<林会長>

いずれにしましても、26年間も開かれていなかったというのが異常でないかなという感じだろうと思います。冒頭、知事が挨拶の中で「退職金は要らない」とおっしゃっていましたけど、またこれらも審議をした上で、きちんと決めていただければならないことであると考えております。

ほかに何でもいいのでございませんでしょうか。ないようでしたら、本日は終了したいと思いますが、よろしいでしょうか。

<経営戦略部長>

事務局の方からよろしいですか。失礼いたします。経営戦略部の梅田でございます。本日は 誠にお忙しい中、お集まりいただきましてどうもありがとうございます。

まず、26年ぶりの開催となったということについては、先ほど課長の方からも説明したように、これまで給与カットがあったということで、給与カットをするのであれば、元の金額をご審議いただくということになると、そこを無視していってしまうということになりますので、26年間開催ができていなかったという状況になっております。そこが異常というご意見をいただいておりますので、今後、検討をしていきたいと思っております。

今回、この時期に審議会を開かせていただきましたことについては、まず知事が変わった上で、毎年この 11 月議会の時に給与カットをどうするかという判断をしていくということがございました。一つは、給与カットをやめるという判断をした上で報酬をどうするかをご審議いただくという方法もあったかとは思いますが、事務局としましては、26 年間審議会を開催していない中で、カットの判断をどうするかという前に、まずは、現在の報酬額が現状において適当なものなのかということをご審議いただいた上で、その額を決定した上で知事が判断した方が適切な判断ができるのではないかということで、開催をさせていただきました。

今回、答申をいただく中でいただいたご意見として、やはり26年間開催していないのは異常だということで、今後、定期的に審議会を開催するということを附帯意見のような形で入れさ

せていただいたらというところと、カットというのはやはり一時的なものであって、継続的にするものでないというご意見も多数いただきましたので、それらも踏まえた上で答申案を作成していただけたらと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたしたいと思います。

<林会長>

毎年あるいは2年に1回は開催すべきであろうと思います。今後のことにつきましては、また次回の時にそのあたりも含めて取り決めていく会になればと考えております。

どちらにいたしましても、事務局とまた調整をいたしまして、次回の会議冒頭に私から答申 のたたき台を複数案ご提示させていただき、ご議論させていただければと考えておりますが、 その点いかがでしょうか。

<委員一同>

異議なし。

<林会長>

ありがとうございます。では、そのように事務局と進めてまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

円滑な進行に皆様ご協力をいただきまして、ありがとうございました。では、事務局にお渡 しいたします。

<事務局>

ご審議ありがとうございました。

事務局の方から次回の日程につきまして、説明させていただきます。次回は 11 月 17 日金曜日に、本日と同じここ特別会議室で開催したいと考えてございますので、お願いいたします。なお、会の開始時間につきましては、追ってご連絡させていただきます。また、冒頭ご説明させていただきましたが、議事録につきましては事務局において案を作成した後、委員の皆様に内容の確認をお願いいたしますので、よろしくお願いします。

では、以上をもちまして、本日は閉会となります。皆様どうもお疲れ様でございました。